

助言委員会設置要綱

令和 7 年 4 月 22 日
7 財 経 総 第 253 号

(名称)

第 1 条 本会は、助言委員会と称する。

(目的)

第 2 条 東京都（以下「都」という。）が「東京都社会的責任調達指針」（以下「調達指針」という。）に係る通報受付窓口の運用に当たり、「東京都社会的責任調達指針」に係る通報受付窓口業務運用基準」（以下「業務運用基準」という。）第 4 条第 2 号に基づき、その中立性・公平性を高めるため、有識者で構成される助言委員会を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 助言委員会委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 都が業務運用基準に定める処理手続を行うに当たり、都に対し、処理手続を開始した案件（以下「当該案件」という。）に係る事実関係、処理手続の進捗状況、業務運用基準に定める当事者の意向等のほか、法的規制、その分野又は類似案件に係る社会情勢等の諸事情を踏まえつつ、専門的な知見に基づき助言を行うこと。
- 二 業務運用基準に定める当事者間の対話による合意形成に向け、その円滑な実現を支援するため、都に対して助言を行うこと。
- 三 その他上記に関連した必要な事項

(委員)

第 4 条 委員は、紛争解決その他持続可能性に関連する分野について専門的な知識及び経験を有すると認められる者とし、都がこれを選定し、委嘱する。

2 次の各号に該当すると認められる者は、当該案件を担当することができない。

- 一 当該案件に係る当事者その他関係者との間に特別な利害関係を有する者
- 二 当該案件の処理又は解決の公正性・中立性を害するおそれがある者

3 担当の選出（その人数の決定も含む。）は、東京都が当該案件に係る通報の内容、性質等を踏まえ、当該委員が前項各号に該当する者でないことを確認した上で行う。

なお、担当の選出に当たって、業務運用基準に定める当事者間の対話の実施が見込まれる場合は、当事者から担当の選出に関する要望を聞き、その尊重に努める。

- 4 担当の選出は、当該案件の処理手続の状況等に応じて、これを追加又は変更することができる。その場合における追加又は変更については、前項の規定を準用する。
- 5 担当の選出結果については、その処理手続中において、当事者等必要最小限の範囲の者にこれを通知し、その処理手続後において、これを公表する。
- 6 委員又は第7条第2項の規定により助言委員会に出席した者に対し、謝礼金を支払うことができる。
- 7 委員の名簿は公表する。

(委員の責務)

第5条 委員は、持続可能性の理念のほか、調達指針等の趣旨を十分理解するとともに、その所属する組織等を代表せず、あくまで公正・中立の立場にある一個人として、その責務を果たすことを十分に認識した上で、当該案件の円滑・迅速かつ適切・実効的な解決に向けた助言をしなければならない。

(任期)

- 第6条 委員の任期は、委嘱を受けた日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(助言委員会の開催等)

- 第7条 助言委員会は、都がこれを招集する。
- 2 都は、必要があると認めるときは、当該案件に係る事実関係、法規制、社会情勢等に関して専門的知見を有する者を出席させ、その意見等を聴取することができる。

(助言委員会の公開)

第8条 助言委員会の会議の内容（資料等を含む。）は、原則として非公開とする。ただし、業務運用基準に基づき公表する場合は、この限りではない。

(オンラインによる会議)

第9条 感染症のまん延防止等の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、都が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び第7条第2項の規定により助言委員会に出席した者は、助言

委員会において知り得た情報（助言委員会に提出された資料の内容、各委員の意見等を含むが、これらに限らない。ただし、都により公開されたものを除く。）について、その秘密を保持しなければならないものとする。

- 2 委員は、その処理手続中において、当該案件の担当であることを自ら公表してはならない。

（庶務）

第11条 助言委員会の庶務及び連絡調整は、財務局経理部総務課又は都が委託する第三者がこれを行う。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助言委員会の運営に関する事項その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。